【様式１】

受付番号

**単体申請の場合**

２０１９年　　月　　日

全国中小企業団体中央会会長　殿

鳥取県中小企業団体中央会会長　殿

　　　　 応募者

（〒　　　　－　　　　　）

本社所在地

補助事業の実施場所

（※本社所在地と異なる場合のみ記載）

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

平成３０年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金事業計画書の提出について

【一般型】注２

　平成３０年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る補助金の交付を受けたいので、公募要領に定める要件、注意事項等に全て了解した上で、下記１．から２．の書類を添えて提出します。

　また、当社は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付を受ける者として下記３．に定める不適当な者のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１．【様式２】事業計画書

２．決算書（直近２年間の貸借対照表、損益計算書（特定非営利活動法人の場合は活動報告書）、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表）

３．ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の交付を受ける者として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

　　注１．計画書の用紙サイズは、Ａ４判の片面印刷とし、決算書など他の提出書類とともに左側に縦２穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、一部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。なお、様式１、２あわせて１５ページまでとしますが、記載分量で採択を判断するものではありません。

　　注２．該当する事業類型のみ記載してください。

＜事業類型等の内容＞

※　以下の項目について、①事業類型のいずれか１つに必ずチェックするとともに、②補助率２／３要件、

③増額要件を満たす場合、④申請者が特定非営利活動法人単体である場合はチェックをつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 一般型 | 小規模型 |
| ①事業類型＜いずれか１つに☑＞ | ☑ | □設備投資のみ□試作開発等 |
| ②補助率２／３要件＜該当する箇所に☑＞チェック漏れは補助率アップ対象外 | □ 先端設備等導入計画の認定取得（予定）□「付加価値額」「一人当たりの付加価値額」年率３％、「経常利益」年率１％を向上する経営革新計画の承認取得（予定）（※）該当する場合は上記の取得条件を満たさないと交付決定することはできません。 | □ 先端設備等導入計画の認定取得（予定）□「付加価値額」「一人当たりの付加価値額」年率３％、「経常利益」年率１％を向上する経営革新計画の承認取得（予定）（※）該当する場合は上記の取得条件を満たさないと交付決定することはできません。□ 小規模企業者、小規模事業者または常時使用する従業員が２０人以下の特定非営利活動法人である（※）該当する場合は「労働者名簿一覧」の提出が必要となります。 |
| ③補助上限額の増額要件＜該当する場合は☑＞ | □ 生産性向上に資する専門家の活用を希望するチェック漏れは補助上限額の増額対象外（※）該当する場合は事業計画書に専門家の活用がどう寄与するか記載してください。 |
| ④申請者が特定非営利活動法人単体である場合の補助対象要件＜該当する場合は☑＞ | □ 法人税法上の収益事業を行う法人であり、かつ本事業に係る「経営力向上計画」の認定を取得している（予定）（※）該当する場合は①「経営力向上計画に係る認定について（認定通知書）の写し」、②「経営力向上計画に係る認定申請書（（別紙）経営力向上計画を含む）の写し」を添付してください。 |

＜第二次締切分での審査について＞

　　□　第二次締切分での審査を辞退する